

知事コメント (国地方係争処理委員会での意見陳述について)

本日、国土交通大臣が沖縄県知事に対して行った、沖縄防衛局による公有水面埋立変更承認申請に係る、是正の指示についての審査申出に関する第6回国地方係争処理委員会が開催され、池田副知事が出席し、陳述を行いました。

陳述では、沖縄県が行った不承認処分は、公有水面埋立法に基づき厳正に判断したものであり、処分理由は正当であること、国土交通大臣が本件裁決と是正の指示を一体として行ったことは、地方自治法による国の関与制度及び行政不服審査法の趣旨をいずれも潜脱しようとする権限の濫用であり、是正の指示は違法・無効であることなどを陳述しました。

復帰から50年を経過した今も、日本の国土の0.6%にすぎない沖縄県に70.3%の米軍専用施設が集中し、世界一危険と言われる普天間飛行場の危険性の除去や過重な基地負担の軽減は喫緊の課題であるにもかかわらず、今後何年かかるかわからない本件埋立事業を断じて容認するわけにはいかないことも陳述しました。

沖縄県としましては、国地方係争処理委員会によって、憲法の保障する地方自治の本旨や趣旨を踏まえた、地方の自主性及び自立性が保障される中立・公正な判断がなされることを期待しております。

令和4年7月21日

沖縄県知事 玉城 デニー